

柔道整復師の施術所におけるオンライン資格確認について

柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師の施術所における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入

受領委任払いにおける資格確認

- 保険局長通知では、受領委任払いにおいて、施術者等は、患者の提出する被保険者証によって、療養費を受領する資格があることを確認することとされている。

(例)「柔道整復師の施術に係る療養費について」(抄)

2 改正の内容

受領委任の取扱いについては、社団法人日本柔道整復師会の会員にあっては別添1により、またその他の柔道整復師にあっては別添2により、それぞれ取り扱うものとする。

別添1(協定書)別紙

(受給資格の確認等)

- 18 丁は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証(健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。)によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

- 令和6年秋の保険証の廃止に当たっては、受領委任払いを行っている施術所において、引き続き、患者の資格情報を確認することができるオンライン資格確認の仕組みを導入する必要がある。
- 保険局長通知を改正して、令和6年4月以降、資格確認の方法に「オンライン資格確認」を位置付けることとともに、令和6年秋以降、導入を義務化してはどうか。

※ 保険局長通知の改正に当たっては、医療機関のオンライン資格確認の導入の原則義務化を定めている療養担当規則の対応を参考とする予定。
やむを得ない事情がある場合などについても今後検討。

「オンライン資格確認」：マイナンバーカードによる本人確認の上、保険者にオンライン資格確認等システム(実施機関として社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会が運営)を通じて資格情報の照会を行い、資格情報の提供を受ける方法

局長通知の改正のイメージ（案）

- 受領委任における資格確認の方法に、**令和6年4月**以降「オンライン資格確認」を位置づける。

（例）「柔道整復師の施術に係る療養費について」別添1（協定書）別紙（抄）

改 正 案	現 行
（受給資格の確認等） 18 <u>受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとする</u> <u>こと。</u> (1) 丁は、患者から施術を求められた場合は、<u>オンライン資格確認又は</u>その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。 ただし、緊急やむを得ない事由によって<u>当該確認を行う</u>ことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく<u>当該確認を行う</u>こと。 (2) <u>丁は、オンライン資格確認の利用に当たって「資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約」を遵守すること。</u>	（受給資格の確認等） 18 丁は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。 ただし、緊急やむを得ない事由によって<u>被保険者証を提出</u>することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく<u>被保険者証を確認</u>すること。

※ 別添2（受領委任の取扱規程）においても同様の改正を行う。

局長通知の改正のイメージ（案）

（例）「柔道整復師の施術に係る療養費について」別添 1（協定書）別紙（抄）

改 正 案	現 行
第 3 章 保険施術の取扱い （施術録の記載） 22 （略） <u>（個人情報の取扱い）</u> <u>23 丁は、療養費の受領等の業務のために知り得た患者に関する個人情報について、適切に取り扱うものとする。</u> （医師の同意の記載） <u>24</u> （略）	第 3 章 保険施術の取扱い （施術録の記載） 22 （略） （医師の同意の記載） <u>23</u> （略）

※ 別添 2（受領委任の取扱規程）においても同様の改正を行う。

局長通知の改正のイメージ（案）

- 受領委任における資格確認の方法について、**令和6年秋以降**「オンライン資格確認」を義務化する。

（例）「柔道整復師の施術に係る療養費について」別添1（協定書）別紙（抄）

改 正 案	現 行
（受給資格の確認等） 18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。 (1) 丁は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。 ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。 <u>(2) 丁は、患者から施術を求められた場合であって、患者がオンライン資格確認により療養費を受領する資格があることの確認を求めた場合においては、(1)の規定にかかわらず、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</u> <u>ただし、やむを得ない事由によってオンライン資格確認により当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</u> <u>(3) 丁は、やむを得ない場合を除き、(2)に規定する場合において、患者がオンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこと。</u> <u>(4) （略）</u>	（受給資格の確認等） 18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。 (1) 丁は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。 ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。 <u>(2) （略）</u>

※ 別添2（受領委任の取扱規程）においても同様の改正を行う。

（補足）やむを得ない事由について

- 受領委任払いを行っている施術所については、「やむを得ない場合（事由）」を除き、令和6年秋以降、オンライン資格確認を導入・実施することが必要になる。
- 「やむを得ない場合（事由）」の具体的な内容については、来年4月以降の導入状況や、資格確認限定型のオンライン資格確認は通常のインターネット回線の敷設により利用可能となるものであること等を踏まえつつ、追って通知等によりお示しする予定。
【現時点で考えられる事由（案）】
 - ・ 施術者が皆高齢である場合
 - ・ 休廃止を予定している場合

資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約（案）

- ・ オンライン資格確認を利用する施術所に対しては、ポータルサイトからオンライン資格確認の利用申請を行う際に、利用規約への同意を求め、適切な利用を図る。

【概要（案）】 ※下線（現行の「オンライン資格確認等システム利用規約」に追記・変更した主な点）

第1章 総則

○用語

- ・ 「サービス利用者」：義務化対象外施設、施術所、健診実施機関等
- ・ 「資格確認限定型端末」：マイナ資格確認アプリをインストールした端末（業務用のみに用いるものが望ましい）

第2章 本規約の同意等

○利用申請

- ・ 規約に同意の上、利用申請を行う。
- ・ 実施機関はサービス利用者名等を公表することができる。

○規約の遵守

- ・ サービス利用者は、規約、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、個人情報保護法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」等対象機関ごとに適切な規則に従い、適切にサービスを利用する。

第3章 サービス／第4章 サービス利用者の義務等

○設備設定等

- ・ サービス利用者は、アカウント作成・接続端末の登録を行う。
- ・ サービス利用者は、不正利用されないようにアカウント管理する。

○サービスの利用終了

- ・ 終了時は、アプリのデバイス登録を削除し、利用終了申請を行う。
- ・ サービス利用者としての資格を喪失したときは、利用終了する。

○禁止行為

- ・ サービスの利用目的以外の用途でシステムを使用すること／不正アクセス行為、システムの管理・運営を妨害すること 等

○違反への措置

- ・ 実施機関は、サービス利用者の禁止行為を知ったとき、事前通告なく、サービスの一時停止等を行うことができる。
- ・ 実施機関は、必要な書類等を求め、質問することができる。
- ・ 悪質な違反行為を行ったサービス利用者に対して、実施機関は改善書の提出を求め、サービス利用者名等を公表することができる。

その他 第5章 実施機関の義務等／第6章 免責等